

Nidec

All for dreams

第47期 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月17日(水曜日)

開催日時

午前10時(受付開始 午前9時30分)



開催場所

京都府京都市南区久世東土川町1-1

日本電産株式会社 本社ANNEX グローバル研修センター 1階 MIYAKO HALL

※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2020年6月16日(火曜日)午後5時30分まで

※詳細につきましては、2～3頁をご参照ください。

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	28
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

「新型コロナウイルス感染防止への対応について」
株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知4～5頁の記載内容を必ずご確認ください。

本年より、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

日本電産株式会社

証券コード：6594



WEBサイト 日本電産 IR情報
<https://www.nidec.com/jp/ir/>

株主の皆様へ



代表取締役会長(C E O)

永年重信

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の第47期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は1973年の創業以来一貫して「回るもの、動くもの」をキーワードに社会のニーズに応える駆動技術を創造し続け、今や世界各国に300社を超えるグループ企業を擁する精密小型から超大型まで手がける「世界No.1の総合モーターメーカー」として成長してまいりました。

2020年3月期（連結）は売上高1兆5,348億円と過去最高を更新致しましたが、需要急拡大のトラクションモータシステムの開発・生産立上げ等の先行投資、また冷蔵庫向けコンプレッサ事業の譲渡等の影響により、営業利益は1,103億円、当期利益は601億円となりました。

今年4月以降は、「トップダウン経営へ回帰（関新社長を含めたツートップダウン体制）」並びに「連結売上高10兆円体制に向けた足場固め」を始動。また茲許の新型コロナウイルス禍に端を発する非常事態対応を通じて企業体質を更に強化する等“ピンチをチャンス”に変え、今後もシェアNo.1にこだわり“利益ある高成長の飽くなき追及”に邁進してまいります。

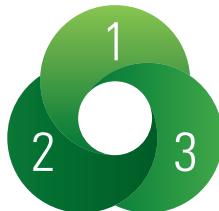
株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、くれぐれもお身体ご自愛いただくと共に、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

社 是

我社は科学・技術・技能の一体化と
誠実な心をもって
全世界に通じる製品を生産し
社会に貢献すると同時に
会社および全従業員の
繁栄を推進することをむねとする。

三つの経営基本理念

最大の社会貢献は
雇用の創出であること



世の中で
なくてはならぬ
製品を供給すること

一番にこだわり、
何事においても
世界トップを目指すこと

三大精神

情熱、熱意、執念
知的ハードワーキング
すぐやる、必ずやる、
出来るまでやる

株主各位

京都市南区久世殿城町338番地

日本電産株式会社

代表取締役会長 永守重信

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第47期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、茲許のコロナウイルス感染拡大防止の観点より、本株主総会に於きましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくと共に、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使**くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 **2020年6月17日（水曜日）午前10時**〈受付開始 午前9時30分〉

場 所 京都府京都市南区久世東土川町1-1
**日本電産株式会社 本社ANNEX グローバル研修センター
1階 MIYAKO HALL**

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

報告事項

- 1 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

議決権行使についてのご案内

▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月16日（火曜日）午後5時30分 到着分まで

▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】（3頁）をご高覧のうえ、会社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、3頁下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

行使期限 2020年6月16日（火曜日）午後5時30分 入力分まで

▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

開催日時 2020年6月17日（水曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- (注) 1. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせ致します。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」、「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. なお、連結計算書類に係る「会計監査人の監査報告書及び監査役会の監査報告書」については、別途インターネット上の当社ホームページに掲載予定でございます。

当社ホームページ <https://www.nidec.com/jp/>



インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

議決権行使サイトURL <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

(1) 議決権行使について

- ①インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。
- ②インターネットによる議決権行使は、2020年6月16日（火曜日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い致します。
- ③書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ④インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人

専用ダイヤル



0120-652-031（午前9時～午後9時）

三井住友信託銀行証券代行部

<その他のご照会>



0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る6月17日（水）に当社第47期定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- 1) 株主総会の登壇役員、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- 2) 3密を極力避けるため、
 - － 従来設けておりました“待合コーナー設置(ウォーターサーバー含む)”及び“ペットボトルお茶／カタログ類配布”は控えさせていただきますので、予めご了承ください。
※お土産配布については、今回の感染防止対応とは関係なく、本年より取り止めさせていただきます。
 - － 会場内の席は、前後・左右の間隔を空けて設置しておりますが、状況に応じて会場分散（第一、第二会場）に加え、入場制限を行わせていただく場合もございますので予めご了承ください。
- 3) ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがありますので、予めご了承ください。

2. 株主様へのご協力お願い

- 1) 厚生労働省によれば、屋内の閉鎖的な空間で他人と近距離で一定期間いることが感染リスクを高め、特に高齢者や妊婦の方、また基礎疾患のある方は重症化のリスクが高いとされており、該当する株主様に於かれましては、株主総会への出席を見合わせ、招集ご通知記載の方法、書面・インターネット等により議決権を行使することをぜひご検討ください。
- 2) 株主総会への出席をお考えの方に於かれましては、株主総会当日、風邪のような症状が見られるとき、その他体調が優れないときは、くれぐれもご無理なさらず出席を見合わせていただきますようお願い致します。

3. ご来場される株主様へ

- 1) 株主総会開会は10時、受付開始は9時30分ですが、例年9時40分頃から受付にご来場者が集中します。また新型コロナウイルス対応で、受付の際お時間を頂戴する可能性もあることから、早めのご来場をお勧め致します。
- 2) 新型コロナウイルス感染防止の観点で3密を避けるため、最寄り駅JR向日町駅から会場までのシャトルバス運行は控えさせて頂いております（徒歩順路には随所にスタッフを配置予定）ので予めご了承ください。なおJR京都駅八条口より市バスも出ております。
※駐車場はご用意しておりませんので、くれぐれもお車でのご来場はご遠慮願います。
- 3) 全員の方に受付での検温にご協力いただくことは、受付付近での混雑を招く恐れがあることから、**当社はサーモグラフィーを設置し、熱画像で体温を確認する予定です。**
状況次第で、運営スタッフが検温へのご協力をお願いすることがございますが、その際はご協力いただくと共に、結果“発熱がある”と認められる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合があります（総会中に体調不良と見受けられた場合、また検温にご協力いただけない場合も同様）ので、予めご了承ください。
- 4) 会場内及び館内でのマスクの常時ご着用と、受付及び会場への入退場の際は、手のアルコール消毒にご協力ください。（ご協力いただけない場合は、ご入場いただけないことがございますので、予めご承知おきください。）
- 5) 質疑応答の際は、スタンドマイクまでご移動いただくことを検討しております。
- 6) **株主様のご健康と人命を守ることを第一とし、当社と致しましても“株主総会自体の規模縮小“及び”総会運営時間の短縮“を実現する所存でございますので、株主の皆様にあかれましても、何卒ご理解ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。**

以 上

第1号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、有用かつ多様な人材の確保を可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものと致します。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文の省略>	第1条～第3条 <現行通り>
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 <条文の省略>	第5条 <現行通り>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 <条文の省略>	第6条～第10条 <現行通り>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第16条 <条文の省略>	第11条～第16条 <現行通り>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の数)	(取締役の数)
第17条 当社の取締役は、 <u>20名以内とする。</u>	第17条 当社の <u>監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
<新 設>	<u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u>
<u>2</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	<u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
<新 設>	<u>4</u> 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
<新 設>	<u>5</u> 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

現 行 定 款

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

<新 設>

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条 <条文の省略>

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

変 更 案

(取締役の任期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条 <現行通り>

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の数)</p> <p>第24条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の選任の方法)</p> <p>第25条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の任期)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員および監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>(<u>監査役会の決議</u>) <u>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第25条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>) <u>第27条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="167 208 701 232">第6章 <u>社外取締役および社外監査役の責任免除</u></p> <p data-bbox="152 261 435 285">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="137 296 731 492">第30条 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p data-bbox="349 598 520 622">第7章 計 算</p> <p data-bbox="137 651 512 675">第31条～第34条 <条文の省略></p> <p data-bbox="387 731 505 756"><新 設></p>	<p data-bbox="904 208 1195 232">第6章 <u>取締役の責任免除</u></p> <p data-bbox="768 261 1050 285">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="752 296 1347 562">第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p data-bbox="964 598 1135 622">第7章 計 算</p> <p data-bbox="752 651 1103 675">第29条～第32条 <現行通り></p> <p data-bbox="1010 731 1088 756">附 則</p> <p data-bbox="768 786 1173 810"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="752 837 1347 934">2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（8名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
01	なが もり しげ のぶ 永 守 重 信 再 任	代表取締役会長
02	せき 関 新 任	社長執行役員
03	さ とう てい いち 佐 藤 禎 一 再 任	社外取締役 独立役員 取締役
04	し みず おさむ 清 水 治 再 任	社外取締役 独立役員 取締役



候補者
番号

01

再任

なが もり しげ のぶ
永守 重信

(1944年8月28日生)

所有する当社株式の数 24,736,866株

候補者とした理由

当社創業者として、創業以来最高経営責任者を務めております。当社グループを短期間で1兆円企業に導いた実績に裏付けられた経営者としての実力と見識により、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。



候補者
番号

02

新任

せき じゅん
関 潤

(1961年5月9日生)

所有する当社株式の数 15株

候補者とした理由

過去事業会社での経営経験があり、現在は最高執行責任者を務めております。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年7月 当社設立 代表取締役社長
最高経営責任者（現任）
2014年10月 代表取締役会長兼社長
2018年6月 代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

日本電産サンキョー(株)取締役会長
日本電産シンポ(株)取締役会長
日本電産モビリティ(株)取締役会長
学校法人永守学園理事長

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 日産自動車(株)入社
2014年4月 専務執行役員
2019年12月 執行役 副最高執行責任者
2020年1月 当社入社 特別顧問
2020年4月 社長執行役員（最高執行責任者）（現任）

重要な兼職の状況

インド日本電産(株)取締役会長



候補者
番号

03

再任

社外

独立役員

さとう
佐藤

てい いち
禎一

(1941年10月15日生)

所有する当社株式の数

490株

候補者とした理由

文部科学省・日本学術振興会等で要職を歴任しており、その高い専門知識に基づく当社の経営全般への助言により、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと考え、社外取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 4月 文部省（現 文部科学省）入省
- 1990年 7月 大臣官房審議官（高等教育局担当）
- 1992年 7月 文化庁次長
- 1993年 7月 学術国際局長
- 1994年 7月 大臣官房長
- 1997年 7月 文部事務次官
- 2000年 7月 独立行政法人日本学術振興会理事長
- 2003年 1月 ユネスコ日本政府代表部特命全権大使
- 2007年 4月 独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館長
- 2009年10月 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授
- 2015年 6月 (株)NHKプロモーション取締役（現任）
- 2018年 6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)NHKプロモーション取締役

候補者
番号

04

再任

社外

独立役員

しみず
清水おさむ
治

(1953年9月21日生)

所有する当社株式の数

70株

候補者とした理由

財務省等で要職を歴任しており、その高い専門知識に基づく当社の経営全般への助言により、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと考え、社外取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	大蔵省（現 財務省）入省
1984年 6月	アフリカ開発銀行理事
1996年11月	大蔵大臣秘書官事務取扱
1998年 1月	主計局主計企画官
1999年 7月	主税局税制第一課長
2001年 7月	主税局総務課長
2003年 7月	福岡国税局長
2004年 7月	総務省大臣官房審議官（地方行財政改革担当）
2006年 7月	財務省大臣官房審議官（国際局・主税局・大臣官房担当）
2007年 1月	内閣府沖縄振興局長
2010年 7月	政策統括官（沖縄政策担当）
2012年 1月	内閣府審議官
2014年 4月	早稲田大学政治経済学術院政治学研究科公共経営専攻教授（現任）
2018年 6月	当社 社外取締役（現任）
2018年10月	第一東京弁護士会登録

重要な兼職の状況

早稲田大学政治経済学術院政治学研究科公共経営専攻教授

(注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1)佐藤禎一氏及び清水治氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2)佐藤禎一氏及び清水治氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(3)責任限定契約

当社は、佐藤禎一氏及び清水治氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。

・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	新任	現在の当社における地位
01	むら 村 かみ 上 かず 和 や 也	新任	常勤監査役
02	おち 落 あい 合 ひろ 裕 ゆき 之	新任	常勤監査役
03	なか 中 ね 根 たけし 猛	新任	社外取締役 独立役員 監査役
04	やま 山 だ 田 あや 文	新任	社外取締役 独立役員 —
05	さか 酒 い 井 たか 貴 こ 子	新任	社外取締役 独立役員 —



候補者
番号

01

新任

むら しみ かず や
村上 和也

(1955年1月18日生)

所有する当社株式の数 1,344株

候補者とした理由

財務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1983年 7月 名古屋国税局伊勢税務署長
- 1984年 7月 国際通貨基金理事補
- 1996年 6月 欧州復興開発銀行中央アジア局長
- 2002年 7月 財務省福岡財務支局長
- 2004年 7月 大臣官房参事官（関税局担当）
- 2005年 7月 欧州復興開発銀行理事
- 2008年 7月 財務省関東財務局長
- 2009年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事
- 2012年 6月 当社入社 常勤監査役
- 2013年 2月 京都弁護士会登録
- 2013年 6月 執行役員
- 2017年 6月 常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

- 日本電産テクノモータ(株)監査役
- 日本電産シンポ(株)監査役
- 日本電産リード(株)監査役
- 日本電産マシナリー(株)監査役
- 日本電産グローバルサービス(株)監査役



候補者
番号

02

新任

おち あい ひろ ゆき
落 合 裕 之

(1959年7月3日生)

所有する当社株式の数 479株

候補者とした理由

経済産業省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2000年 7月 貿易局為替金融課長
- 2002年 7月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）国際協力部長
- 2003年 7月 特許庁秘書課長
- 2005年10月 貿易経済協力局貿易振興課長
- 2006年 8月 農林水産省大臣官房参事官
- 2008年 7月 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
- 2010年 8月 当社出向
- 2012年 8月 経済産業省復職 経済産業研修所長
- 2012年12月 経済産業省退官
- 2013年 3月 当社入社 総務部長
- 2018年 6月 常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

- 日本電産サンキョー(株)監査役
- 日本電産コパル電子(株)監査役
- 日本電産モビリティ(株)監査役
- 日本電産サーボ(株)監査役
- 日本電産コパル(株)監査役
- 日本電産セイミツ(株)監査役

候補者
番号

03

新任

社外

独立役員

なか ね
中根たけし
猛

(1949年6月24日生)

所有する当社株式の数

62株

候補者とした理由

外務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者
番号

04

新任

社外

独立役員

やま だ
山田あや
文

(1967年2月12日生)

所有する当社株式の数

0株

候補者とした理由

大学教授としての高い見識をもとに、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 外務省入省
- 1996年 2月 大臣官房在外公館課長
- 1998年 4月 在大韓民国日本国大使館公使
- 2000年 5月 在ミュンヘン日本国総領事館総領事
- 2002年 8月 大臣官房審議官（総括担当）
- 2005年 8月 総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
- 2008年 7月 特命全権公使（在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤）
- 2009年 7月 特命全権大使（在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤）
- 2012年 1月 特命全権大使（ドイツ国駐劄）
- 2016年 1月 外務省退官
- 2016年 2月 外務省参与（現任）
- 2018年 3月 学校法人京都学園（現 学校法人永守学園）理事
- 2019年 6月 当社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

外務省参与

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 東北大学法学部助手
- 1995年 4月 岡山大学法学部助教授
- 2003年 4月 京都大学大学院法学研究科助教授
- 2006年 4月 京都大学大学院法学研究科教授（現任）

重要な兼職の状況

京都大学大学院法学研究科教授



候補者
番号

05

新任

社外

独立役員

さか い たか こ
酒井 貴子

(1972年8月28日生)

所有する当社株式の数 0株

候補者とした理由

大学教授としての高い見識をもとに、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 2002年 4月 京都大学大学院法学研究科研究助手
- 2003年 4月 大阪府立大学大学院経済学研究科専任講師
- 2007年 3月 京都大学大学院博士課程修了、博士(法学)取得
- 2007年10月 大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
- 2018年 4月 大阪府立大学大学院経済学研究科教授(現任)

重要な兼職の状況

大阪府立大学大学院経済学研究科教授

- (注) 1. 当社は2019年度に教育及び研究活動のため、京都大学へ寄付しておりますが、その金額は僅少であります。上記監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1)中根猛氏、山田文氏及び酒井貴子氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 - (2)中根猛氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3)責任限定契約
当社は、中根猛氏の間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、山田文氏及び酒井貴子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。
 - ・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



わた なべ じゅん こ
渡邊 純子
(1965年10月17日生)

所有する当社株式の数 0株

候補者とした理由

大学教授としての高い見識をもとに、独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図れるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

新任

社外 独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1994年 4月	北海道大学経済学部助手
1997年 4月	東京大学大学院経済学研究科経済学部助手
1998年 4月	静岡大学人文学部助教授
2002年10月	電気通信大学電気通信学部助教授
2004年 4月	京都大学大学院経済学研究科助教授
2005年 3月	パリ第7大学客員研究員
2011年 7月	京都大学、博士（経済学）取得
2011年10月	ハーバード大学ライシャワー研究所客員研究員
2012年 4月	京都大学大学院経済学研究科教授（現任）
2012年 8月	東京大学大学院経済学研究科客員准教授
2016年 6月	当社 社外監査役（現任）
2020年 4月	モロゾフ(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

京都大学大学院経済学研究科教授
モロゾフ(株)社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社は2019年度に教育及び研究活動のため、京都大学へ寄付しておりますが、その金額は僅少であります。上記補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 渡邊純子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - (2) 渡邊純子氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 責任限定契約
当社は、渡邊純子氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額1,000百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行致します。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬等の額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行致します。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

第7号議案 | 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

1. 提案の理由

当社は2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の中期経営計画「Vision 2020」の実現及び中長期的な企業価値拡大に向けて、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者を対象に、報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成等の意欲を高めること及び、自社株保有の促進を通じて持続的な企業価値（株式価値）向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員及び業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行致します。

つきましては、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ）、執行役員及び同等の地位を有する者（以下併せて「取締役等」という）を対象とした本制度にかかる報酬枠を改めて設定致たく存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2018年6月20日開催の第45期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

また、本議案は、第5号議案でご承認をお願いしている監査等委員でない取締役に対する報酬枠（年額1,000百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件としております。

本定時株主総会の終結時に本制度の対象となる当社の取締役等の数は、第2号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案通り承認可決されますと、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び同等の地位の者は28名）となります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員及び同等の地位の者も対象としており、本制度に基づく報酬には、これらの執行役員等に対する報酬も含まれますが、本議案ではこれらの執行役員等が本制度の対象期間中に新たに取締役就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり）	・3.7億円に対象期間の年数を乗じた金額であり、当初の対象期間である3事業年度に対しての上限は11.1億円 （当初の対象期間は2019年3月で終了する事業年度から2021年3月で終了する事業年度）
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり）及び当社株式の取得方法（下記（2）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・44,600株に対象期間の年数を乗じた株数であり、当初の対象期間である3事業年度の上限は133,800株（2020年4月1日を効力発生日として行われた株式分割により1ポイントあたりの当社株式は2株） ・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数44,600株の当社発行済株式総数に対する割合は約0.01%（2018年3月31日時点。自己株式控除後。2020年4月1日の株式分割に伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出） ・当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得する。ただし、2018年度に設定した本信託（下記（2）に定める）については、株式市場から取得したため、本制度による希薄化は生じていない
④業績達成条件の内容（下記（3）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動 ・当初の対象期間で使用する指標は連結売上高及び連結営業利益
⑤当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり）	・原則として、退任時

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（当初は、現行の中期経営計画「Vision 2020」の残存期間であった、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、3.7億円に対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である3事業年度に対しては11.1億円）を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）を設定しています。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期

間を延長します。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

また、信託期間の終了時で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。ただし、2020年4月1日を効力発生日として行われた株式分割により1ポイントあたりの当社株式は2株になることから、当初の対象期間については、1ポイントにつき当社株式2株として算定することを予定しております。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

(当初の対象期間におけるポイントの算定式)

① 短期業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）を基に、以下の算定式で算出する単年度ポイントに年度計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した短期業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

単年度ポイントの算定式	基準ポイント × 60%
短期業績連動ポイント数の算定式	単年度ポイント × 年度計画に係る業績連動係数（※1）（※2）

② 中期業績連動部分

基準ポイントを基に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。対象期間終了後に、取締役等に対して付与した単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、中期業績連動ポイント数を算出します。

単年度ポイントの算定式	基準ポイント × 40%
中期業績連動ポイント数の算定式	対象期間中の単年度ポイントの累計値 × 中期経営計画に係る業績連動係数 (※1)(※2)

(※1)業績連動係数は、年度計画または中期経営計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%とします。

(※2)信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

各対象期間に関して取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、22,300ポイントに当該対象期間の年数を乗じたポイント数とし、当該対象期間に関して取締役等に対して本信託から交付等が行われる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という）。そのため、当初の対象期間（3事業年度）に関する上限交付株式数は、133,800株となります（1ポイントあたりの当社株式は2株）。上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。なお、上記（2）第3段落の本信託の継続が行われた場合には、新たな対象期間に関する上限交付株式数は、44,600株に当該新たな対象期間の年数を乗じた株数とします。

（4）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として退任時に、上記（3）に基づき算出される短期業績連動ポイントと中期業績連動ポイントとを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

その他、上記（2）第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役

等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余金銭は株式取得資金として活用されます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入し、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を併せて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2018年4月24日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL: <https://www.nidec.com/jp/ir/news/2018/news0424-05/>)

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 一般的な状況

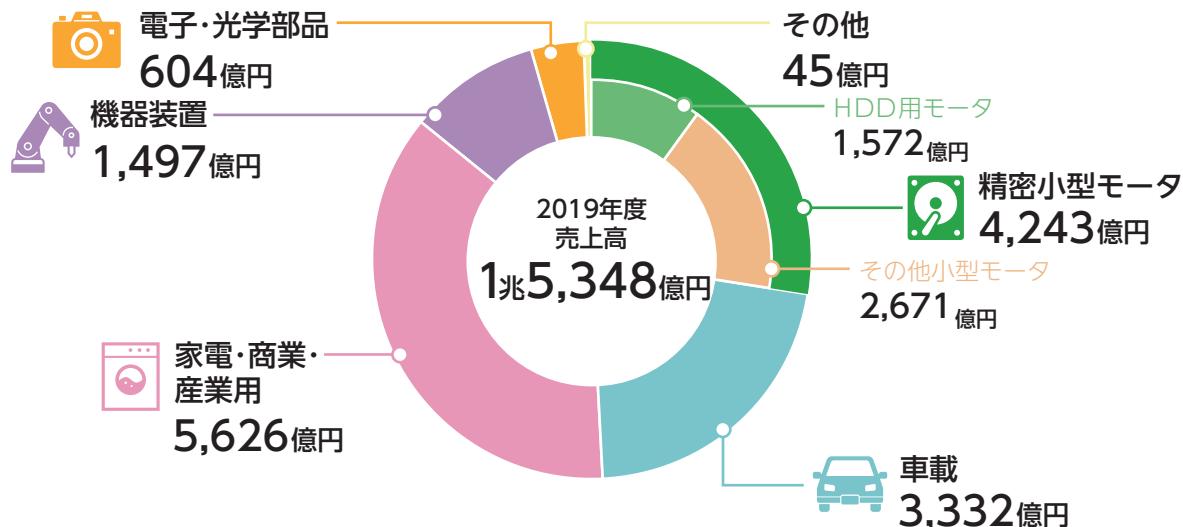
2019年度（令和元年度）の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響が発生しており、感染拡大を阻止するための大規模封鎖などによる経済収縮が世界的な景気後退をもたらす懸念が強まりつつあります。日米欧は巨額の財政出動を柱とする経済対策を打ち出していますが、新興国については財政出動を対外債務に依存する国も多く、自国通貨の下落により債務危機が発生する可能性もあります。中国経済は3月には自動車産業等で若干の回復の兆しは見え始めているものの、2020年1～3月の同国GDPは記録のある1992年以来初となるマイナス成長となり、外需の急激な落ち込みから同国の輸出産業については極めて不透明な見通しになっています。

また当社は、エンブラコの買収の条件として、コンプレッサー事業（セコップ社）の売却を欧州委員会から命じられました。当社は欧州委員会からの命令に従い、セコップ社に対する実効的な支配権を経営の独立執行者（Hold Separate Manager）及び監視機関（Monitoring Trustee）へ2019年4月に譲渡致しました。この結果、当社はセコップ社に対する実効的な支配権を喪失したことにより、セコップ社を連結の範囲から除外し、これによる損失を連結損益計算書上、継続事業から分離し非継続事業に分類致しました。なお、当社は9月にセコップ社の株式譲渡を完了し、当連結会計年度に「非継続事業からの当期損失」157億7百万円を計上致しました。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比4.0%増収の1兆5,348億円となり、過去最高を更新致しました。営業利益は前期比14.6%減益の1,103億26百万円となりました。税引前当期利益は前期比17.6%減益の1,069億27百万円、継続事業からの当期利益は前期比26.0%減益の770億8百万円となりました。

なお、非継続事業からの当期損益を含めた親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比45.4%減益の600億84百万円となりました。

(2) 製品グループ別販売の状況





精密小型モータ

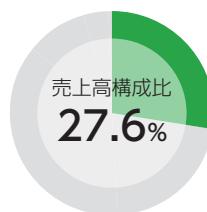
HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等

売上高

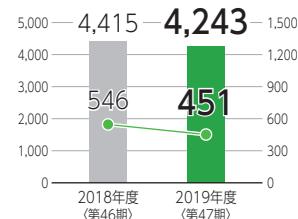
4,242億88百万円
3.9% 減

営業利益

451億16百万円
17.3% 減



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



売上高は前期比3.9%減収の4,242億88百万円、為替の影響は前期比約112億円の減収要因となりました。HDD用モータは前期比12.2%減収の1,572億40百万円となりました。販売数量は前期比で約18.7%減少となり、減収となりました。その他小型モータはファンモータ、小型振動モータが増収となり、売上高は前期比1.7%増収の2,670億48百万円となりました。

営業利益は前期比17.3%減益の451億16百万円となりました。為替の影響は前期比約59億円の減益要因となりました。



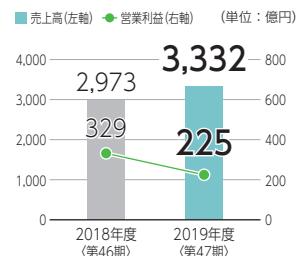


車載

車載用モータ及び自動車部品

売上高 **3,332億 41百万円**
12.1% 増

営業利益 **224億 83百万円**
31.7% 減



売上高はオムロンオートモーティブエレクトロニクス買収の影響及びトラクションモータ工場の本格的な量産稼働による増収により、前期比12.1%増収の3,332億41百万円となりました。為替の影響は前期比約102億円の減収要因となりました。営業利益は需要が急拡大しているトラクションモータシステム(E-Axle)等の開発及び生産立ち上げに向けた先行投資に係る追加の費用約140億円を計上したこと、及び為替悪化の影響約16億円を主因に、前期比31.7%減益の224億83百万円となりました。

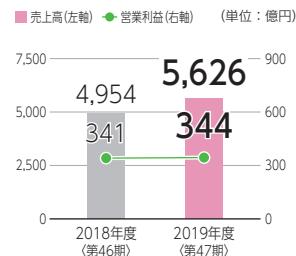
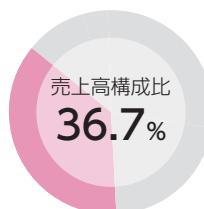


家電・商業・産業用

家電・商業・産業用モータ及び関連製品

売上高 **5,626億 4百万円**
13.6% 増

営業利益 **344億 21百万円**
1.1% 増



売上高は主にエンブラコ買収等の影響により、前期比13.6%増収の5,626億4百万円となりました。為替の影響は前期比約117億円の減収要因となりました。営業利益は工場の統廃合やM&A費用の一時費用を約51億円計上したものの、増収及びコスト削減効果を主因に、前期比1.1%増益の344億21百万円となりました。為替の影響は前期比約41百万円の増益要因となりました。





機器装置

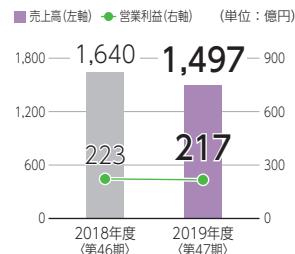
産業用ロボット、カードリーダ、検査装置、プレス機器、変速機等

売上高

1,497億40百万円
8.7% 減

営業利益

217億38百万円
2.6% 減



売上高は新規連結会社の影響があったものの、液晶ガラス基板搬送用ロボット及び減速機の減収等により、前期比8.7%減収の1,497億40百万円となりました。

営業利益は減収を主因に前期比2.6%減益の217億38百万円となりました。



電子・光学部品

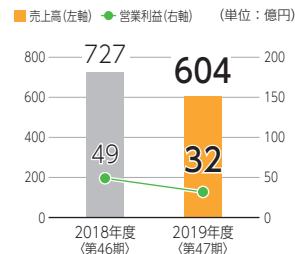
スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等

売上高

603億96百万円
16.9% 減

営業利益

32億1百万円
34.3% 減



売上高は前期比16.9%減収の603億96百万円、為替の影響は前期比約20億円の減収要因となりました。

営業利益は前期比34.3%減益の32億1百万円となりました。



その他

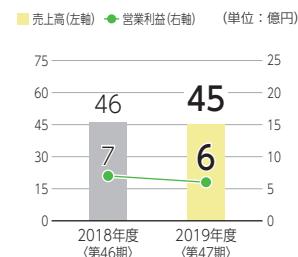
サービス等

売上高

45億31百万円
1.5% 減

営業利益

6億12百万円
9.9% 減



売上高は前期比1.5%減収の45億31百万円、営業利益は前期比9.9%減益の6億12百万円となりました。



2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達

当連結会計年度中においては、短期借入金の返済資金及び社債の償還資金に充当するため、2019年7月に「第8回無担保社債」(総額1,000億円)を発行するとともに、電気自動車向けトラクションモータの製造に関する資金に充当するため、2019年11月に「第9,10,11回無担保社債(グリーンボンド)」(総額1,000億円)を発行致しました。また、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しております。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は5,717億83百万円となっております。

(2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は1,329億26百万円となりました。主なものは、日本電産精密馬達科技(東莞)有限公司の精密小型モータ用製品製造工場建設、日本電産東測(浙江)有限公司の車載用製品製造工場建設等、海外子会社の生産能力増強のための投資であります。このほか国内の研究開発強化を目的に投資しております。

3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

【国際会計基準(IFRS)】

		2016年度〈第44期〉	2017年度〈第45期〉	2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉
売上高	(百万円)	1,199,311	1,459,039	1,475,436	1,534,800
営業利益	(百万円)	139,366	166,842	129,222	110,326
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	111,007	130,834	109,960	60,084
基本的1株当たり 当期利益	(円)	187.14	220.96	186.49	102.13
資産合計	(百万円)	1,678,997	1,773,199	1,884,008	2,114,045
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	846,572	932,501	996,795	949,703
1株当たり親会社 所有者帰属持分	(円)	1,427.14	1,575.38	1,693.54	1,621.33

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しております。
 4. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。
 5. 第46期及び第47期の基本的1株当たり当期利益の算定及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
 6. 第47期よりセコップ社の冷蔵庫向けコンプレッサ事業を非継続事業に分類しております。これにより売上高及び営業利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。
 7. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。
 8. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の連結計算書類については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しは反映された後の金額によっております。

売上高

(百万円)



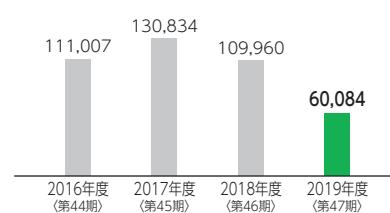
営業利益

(百万円)



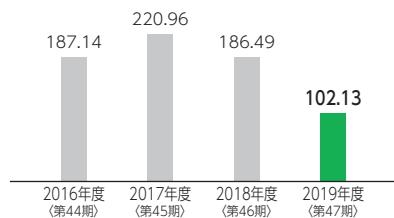
親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



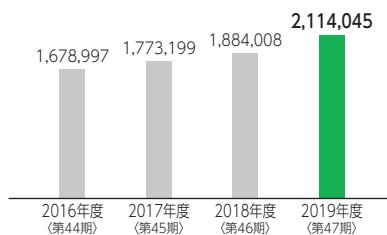
基本的1株当たり当期利益

(円)



資産合計

(百万円)



親会社の所有者に帰属する持分 / 1株当たり親会社所有者帰属持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)

● 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)



(2) 当社の財産及び損益の状況

	2016年度〈第44期〉	2017年度〈第45期〉	2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉
売上高 (百万円)	218,682	225,793	222,217	190,206
経常利益 (百万円)	10,558	16,947	49,213	31,845
当期純利益 (百万円)	7,808	16,715	48,417	31,027
1株当たり当期純利益 (円)	13.16	28.23	82.12	52.74
総資産 (百万円)	866,247	904,890	983,178	1,183,299
純資産 (百万円)	334,814	318,857	309,867	288,888
1株当たり純資産 (円)	564.43	538.68	526.46	493.19

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

4. 第46期及び第47期の1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付とESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

5. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

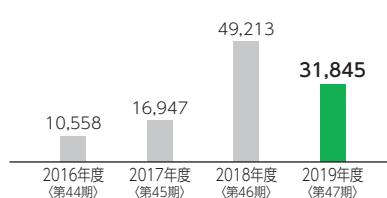
売上高

(百万円)



経常利益

(百万円)



当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



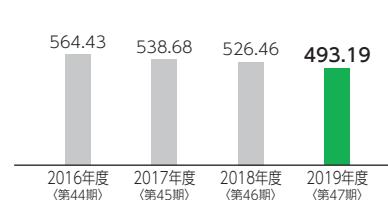
総資産・純資産

(百万円)



1株当たり純資産

(円)



4. 対処すべき課題

(1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

2020年度は、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。今後、より迅速な意思決定を実現するとともに監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図ります。

(2) グローバル経営管理インフラの構築・強化

グローバル企業として、グローバルスタンダードに準拠したグループ全体の経営管理体制・会計基準・財務内容・経営情報開示体制等の充実を更に推進してまいります。

グローバルな自律成長と海外M&AのPMI（買収後の統合）加速のために成長戦略の基盤強化が必要であり「グローバル5極マトリックス経営管理体制」の構築推進を行っております。具体的には、経営品質の向上（ガバナンス、コンプライアンス、内部統制）、経営効率の向上（高品質、低コストの域内シェアドサービス）、PMIの積極サポートを担う地域統括会社を設置するとともに、その機能拡充を進めています。

グループ入りした企業について、各社の自主独立経営を尊重する「連邦連結経営」を基本としてまいりましたが、グローバル化に対応して「グループマトリックス一体化経営」を加速的に推進しています。

グループ全体の内部統制を担う経営管理監査部では、グローバル経営体制の強化に呼応して不正予防の領域に対する監査を強化すべくグローバル監査体制を構築し、これまでの財務諸表監査、米国SOX法対応で蓄積したノウハウや実績を基盤に、内部統制の一層の強化を進めております。開示体制も情報開示に関する委員会と各専門部署の連携により充実を図ってまいります。

更に、コンプライアンス室、リスク管理室、IR・CSR推進部は、専門部署として各部署と連携をしながら活動を展開しております。社会の公器としての事業活動を律していくことにより、雇用維持の社会貢献に加えて、当社経営理念に基づいた新たな社会貢献活動を目指します。

5. 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

HDD用モータ並びにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器等に使用される精密小型モータの製造販売、車載用モータ及び自動車部品、家電・商業・産業用モータ及び関連製品、機器装置及び電子・光学部品の製造販売並びに各事業に関連するその他のサービスを行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業内容	種類
精密小型モータ	HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等
車載	車載用モータ及び自動車部品
家電・商業・産業用	家電・商業・産業用モータ及び関連製品
機器装置	産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機等
電子・光学部品	スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等
その他	サービス等

6. 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

(1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、滋賀、長野、川崎
その他拠点	タイ日本電産(株)、シンガポール日本電産(株)、日本電産(香港)有限公司、日本電産サンキョー(株)(長野)、日本電産コパル(株)(東京)、日本電産テクノモータ(株)(京都)、日本電産モータ(株)(米国)、ドイツ日本電産モーターズ アンド アクチュエーターズ(有)

(2) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	117,206名	8,300名増

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者27,963名が在籍しております。

② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	2,756名	38名減	38.6歳	9.7年

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者148名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
タイ日本電産(株)	231,657千USD	99.9%	精密小型モータの製造販売
シンガポール日本電産(株)	4,656千USD	100.0%	精密小型モータの販売
日本電産(香港)有限公司	2,352千HKD	100.0%	精密小型モータの販売
日本電産サンキョー(株)	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売
日本電産コパル(株)	11,080百万円	100.0%	精密小型モータ、機器装置、電子・光学部品の製造販売
日本電産テクノモータ(株)	2,500百万円	100.0%	商業・産業用製品の製造販売
日本電産モータ(株)	1,355,662千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
ドイツ日本電産モーターズ アンドアクチュエーターズ(有)	25千EUR	100.0%	車載用製品の製造販売

- (注) 1. 資本金及び出資金は単位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 議決権比率欄の()内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものであります。

(2) 重要な企業結合の経過

当社は、2019年7月1日（ブラジル時間）にワールプール社からコンプレッサー事業（エンブラコ）を買収し、子会社と致しました。

当社は、2019年10月31日にオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社を買収し、子会社と致しました。

8. 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

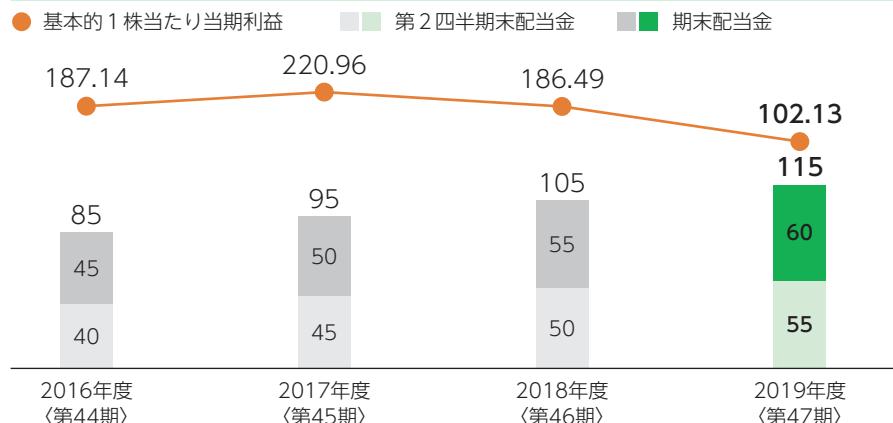
借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	50,802
株式会社京都銀行	38,908
株式会社三井住友銀行	31,238

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「会社は株主のもの」との視点から、株主の負託に応えるべく高成長、高収益、高株価、高技術、高待遇の長期的な維持と向上に努め、常に時代の変化を見据えた企業の将来像を示してまいります。それは成長への飽くなき挑戦を続ける当社の基本姿勢であります。株主への利益配分に関しましても、連結純利益の30%を見据えて、安定配当を維持しながら連結純利益額の状況に応じて配当額の向上に取り組んでまいります。

また内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し、収益向上に取り組んでまいります。

基本的1株当たり当期利益 (EPS) と1株当たり配当金の推移 (円/株)



(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 960,000,000株

2. 発行済株式の総数 298,142,234株

3. 株主数 66,623名

4. 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
永守重信	24,736	8.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,754	6.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,805	4.71
株式会社京都銀行	12,399	4.23
エスエヌ興産合同会社	10,122	3.45
株式会社三菱UFJ銀行	7,425	2.53
JP MORGAN CHASE BANK 385632	7,403	2.52
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,998	2.38
日本生命保険相互会社	6,579	2.24
明治安田生命保険相互会社	6,402	2.18

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(5,184,017株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年2月8日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割しております。これに伴い、発行可能株式総数は960,000,000株増加し、1,920,000,000株となっております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永守重信	最高経営責任者、日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長
代表取締役社長 執行役員	吉本浩之	最高執行責任者、家電産業事業本部長、日本電産トーンク(株)代表取締役会長、日本電産エレスシ(株)代表取締役会長、日本電産コパル(株)代表取締役会長、日本電産セイミツ(株)代表取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長、日本電産モータ(株)取締役会長
代表取締役副会長 執行役員	小部博志	最高営業責任者、社長補佐(グローバル営業統括本部・グローバル購買統括本部・秘書室・経営管理監査部・コンプライアンス室・グローバル貿易管理室・リスク管理室・経営企画部・広報宣伝部・法務部・総務部・人事部・人事企画部・海外事業管理部・営業支援部・3Q6S)、日本電産サーボ(株)代表取締役会長
代表取締役副会長 執行役員	片山幹雄	最高技術責任者、社長補佐(中央モーター基礎技術研究所・生産技術研究所・グローバル生産技術統括本部・知的財産部)、日本電産テクノモータ(株)代表取締役会長
取締役副社長 執行役員	佐藤明	最高業績管理責任者、社長補佐(企業戦略室・グループ会社管理部)、グローバル業績管理部・I R・C S R推進部・財務部担当、グリーン・サン保険(株)取締役社長
取締役副社長 執行役員	宮部俊彦	精密小型モータ事業本部長、フィリピン日本電産(株)取締役会長、日本電産(浙江)有限公司 董事長
取締役	佐藤禎一	(株)NHKプロモーション取締役
取締役	清水治	早稲田大学政治経済学術院政治学研究科公共経営専攻教授
常勤監査役	村上和也	日本電産テクノモータ(株)監査役、日本電産シンポ(株)監査役、日本電産リード(株)監査役、日本電産マシナリー(株)監査役、日本電産グローバルサービス(株)監査役
常勤監査役	落合裕之	日本電産サンキョー(株)監査役、日本電産コパル電子(株)監査役、日本電産モビリティ(株)監査役、日本電産サーボ(株)監査役、日本電産コパル(株)監査役、日本電産セイミツ(株)監査役
監査役	長友英資	(株)E Nアソシエイツ代表取締役、(株)ミロク情報サービス社外取締役、日機装(株)社外取締役
監査役	渡邊純子	京都大学大学院経済学研究科教授
監査役	中根猛	外務省参与

- (注) 1. 取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏は、社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 長友英資氏、渡邊純子氏及び中根猛氏は、社外監査役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2019年6月18日開催の第46期定時株主総会における監査役の変動は、次のとおりであります。
- (1) 監査役に中根猛氏が新たに選任され、就任致しました。
- (2) 監査役 田邊隆一氏が退任致しました。
4. 取締役 佐藤禎一氏は文部科学省・日本学術振興会等で要職を経験しており、豊富な経験と高い見識を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 取締役 清水治氏は財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役 村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 落合裕之氏は、経済産業省等で要職を経験しており、豊富な経験と高い見識を有するものであります。
8. 監査役 長友英資氏は、㈱東京証券取引所等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
9. 監査役 渡邊純子氏は、大学教授として、豊富な経験と高い見識を有するものであります。当社は2019年度に教育及び研究活動のため、京都大学へ寄付しておりますが、その金額は僅少であります。
10. 担当及び重要な兼職の状況の変更
2020年4月1日付をもって次のとおり変更致しました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副会長 執行役員	小部 博志	最高営業責任者、社長補佐(グローバル営業統括本部・グローバル購買統括本部・秘書室・経営管理監査部・コンプライアンス室・グローバル貿易管理室・リスク管理室・経営企画部・広報宣伝部・法務部・総務部・人事部・人事企画部・海外事業管理部・営業支援部・3Q65)
代表取締役副社長 執行役員	吉本 浩之	家電産業事業本部長、日本電産トーンソク㈱代表取締役会長、日本電産コパル㈱代表取締役会長、日本電産セイミツ㈱代表取締役会長、日本電産モータ㈱取締役会長
代表取締役副社長 執行役員	片山 幹雄	最高技術責任者、社長補佐(中央モーター基礎技術研究所・生産技術研究所・グローバル生産技術統括本部・知的財産部)、日本電産テクノモータ㈱代表取締役会長
取締役専務 執行役員	宮部 俊彦	精密小型モータ事業本部長、日本電産サーボ㈱会長執行役員、フィリピン日本電産㈱取締役会長、日本電産(浙江)有限公司董事長
取締役専務 執行役員	佐藤 明	最高業績管理責任者、社長補佐(企業戦略室・グループ会社管理部)、グローバル業績管理部・I R・C S R推進部・財務部担当、グリーン・サン保険㈱取締役社長

11. 監査役 渡邊純子氏は、2020年4月24日付でモロゾフ㈱社外取締役(監査等委員)に就任致しました。

2. 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額		摘要
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	8人	245百万円	22百万円	うち社外取締役 2名 14百万円
監査役	6人	54百万円	－	うち社外監査役 4名 18百万円
計	14人	299百万円	22百万円	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した社外監査役1名を含んでおります。
 2. 2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、社外取締役は制度の対象外となっております。

3. 社外役員の主な活動状況等

(1) 社外取締役の取締役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況（出席回数）		発言の状況
	取締役会		
佐藤 禎一	28回		経営に関する専門的見地からの発言を行っております。
清水 治	26回		経営に関する専門的見地からの発言を行っております。

- (注) 当事業年度における取締役会の開催回数は28回であります。

(2) 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況（出席回数）		発言の状況
	取締役会	監査役会	
長友 英資	23回	15回	経営に関する専門的見地からの発言を行っております。
渡邊 純子	26回	15回	経営に関する専門的見地からの発言を行っております。
中根 猛	20回	11回	経営に関する専門的見地からの発言を行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は28回、監査役会の開催回数は16回であります。
 2. 2019年6月18日開催の第46期定時株主総会において、中根猛氏が新たに選任され就任致しました。同日以降の当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は11回であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏、社外監査役 長友英資氏、渡邊純子氏及び中根猛氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	257百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	607百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、日本電産モータ(株)他4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意を致しました。

3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下のコンプライアンス体制を確保しております。

- ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を定めております。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「日本電産グループコンプライアンス行動規範」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス・ハンドブックを作成・活用するなどして、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励するとともに、通報者の保護を図っております。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置したコンプライアンス室と日本電産グループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しております。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、コンプライアンス室または内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査役は常時閲覧可能であります。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社各部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- ④ 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、常務会、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ① 当社の取締役及び執行役員は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図るとともに、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会の要請に従い経営管理監査部は監査役の要望した事項の監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。
- ② 当該監査においては監査役の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して取締役及び執行役員は一切不当な制約をしません。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、取締役及び執行役員と監査役会との協議により決定する方法によっております。

(8) 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制及び通報者保護の体制

- ① 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- ② 当社コンプライアンス室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告しております。
- ③ 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することが出来ます。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査役は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査役は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。

(11) 当社グループの内部監査体制

- ① 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施するとともに、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- ② 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施致しました。

(1) コンプライアンス体制

当社コンプライアンス室は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社及び当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。また、当社代表取締役会長は、トップメッセージとして、当社グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってまいりました。さらに、当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてまいりました。

(2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社及び当社グループ各社の事業所及び部門からリスク評価・調査表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況並びに前事業年度のリスク発生事象報告を一元的・網羅的に収集し評価致しました。そのうえで、当社グループの重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてまいりました。

(3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、常務会に付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてまいりました。

(4) 監査役の監査体制

当社監査役は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施致しました。また、監査役会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をするとともに、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告致しました。

また、監査役会に当社会計監査人を当事業年度において計6回招くなど、密接に情報交換を行いました。

(5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、当社及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってまいりました。また、当社監査役に対しても、適時報告会を実施し、当社グループ各社における内部監査の結果を報告致しました。

■ 連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

[資産の部]

(単位：百万円)

科目	金額
流動資産	933,611
現金及び現金同等物	206,986
営業債権及びその他の債権	394,192
その他の金融資産	913
未収法人所得税	12,885
棚卸資産	278,185
その他の流動資産	40,450
非流動資産	1,180,434
有形固定資産	633,028
のれん	356,273
無形資産	139,317
持分法で会計処理される投資	3,294
その他の投資	14,479
その他の金融資産	6,888
繰延税金資産	16,878
その他の非流動資産	10,277
資産合計	2,114,045

[負債及び資本の部]

(単位：百万円)

科目	金額
流動負債	696,950
短期借入金	116,954
1年以内返済予定長期債務	111,994
営業債務及びその他の債務	345,193
その他の金融負債	9,109
未払法人所得税	18,726
引当金	30,346
その他の流動負債	64,628
非流動負債	447,105
長期債務	371,370
その他の金融負債	4,085
退職給付に係る負債	30,701
引当金	942
繰延税金負債	35,374
その他の非流動負債	4,633
負債合計	1,144,055
資本金	87,784
資本剰余金	114,754
利益剰余金	926,029
その他の資本の構成要素	△115,114
自己株式	△63,750
親会社の所有者に帰属する持分合計	949,703
非支配持分	20,287
資本合計	969,990
負債及び資本合計	2,114,045

■ 連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上高	1,534,800
売上原価	△1,200,873
売上総利益	333,927
販売費及び一般管理費	△144,971
研究開発費	△78,630
営業利益	110,326
金融収益	9,424
金融費用	△9,300
デリバティブ関連損益	△1,644
為替差損益	△214
持分法による投資損益	△1,665
税引前当期利益	106,927
法人所得税費用	△29,919
継続事業からの当期利益	77,008
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△15,707
当期利益	61,301
当期利益の帰属	
親会社の所有者	60,084
非支配持分	1,217
当期利益	61,301

■ 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

[資産の部]		(単位: 百万円)
科目	金額	
流動資産	182,840	
現金及び預金	9,229	
受取手形	20	
電子記録債権	297	
売掛金	62,527	
製品	5,283	
仕掛品	436	
原材料及び貯蔵品	416	
前払費用	1,098	
関係会社短期貸付金	70,305	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9,316	
未収入金	21,575	
未収還付法人税等	3,752	
その他	1,095	
貸倒引当金	△2,509	
固定資産	1,000,459	
有形固定資産	46,080	
建物	23,423	
構築物	526	
機械及び装置	1,327	
工具、器具及び備品	2,362	
土地	14,230	
建設仮勘定	4,168	
その他	44	
無形固定資産	4,620	
特許権	30	
ソフトウェア	2,658	
ソフトウェア仮勘定	789	
のれん	1,057	
その他	86	
投資その他の資産	949,759	
投資有価証券	9,667	
関係会社株式	789,166	
関係会社出資金	78,287	
関係会社長期貸付金	67,341	
破産更生債権等	445	
長期前払費用	494	
前払年金費用	438	
その他	3,624	
繰延税金資産	809	
貸倒引当金	△512	
資産合計	1,183,299	

[負債及び純資産の部]		(単位: 百万円)
科目	金額	
流動負債	544,716	
買掛金	36,872	
電子記録債務	1,604	
短期借入金	329,248	
1年内償還予定の社債	50,000	
1年内返済予定の長期借入金	54,669	
未払金	27,536	
未払費用	940	
預り金	39,379	
前受収益	41	
賞与引当金	1,961	
その他	2,466	
固定負債	349,695	
社債	320,865	
長期借入金	27,897	
その他	933	
負債合計	894,411	
株主資本	287,301	
資本金	87,784	
資本剰余金	147,930	
資本準備金	92,005	
その他資本剰余金	55,925	
利益剰余金	115,337	
利益準備金	721	
その他利益剰余金	114,616	
別途積立金	57,650	
繰越利益剰余金	56,966	
自己株式	△63,750	
評価・換算差額等	1,587	
その他有価証券評価差額金	1,918	
土地再評価差額金	△331	
純資産合計	288,888	
負債・純資産合計	1,183,299	

■ 損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		190,206
売上原価		144,135
売上総利益		46,071
販売費及び一般管理費		56,177
営業損失		△10,106
営業外収益		
受取利息	5,347	
受取配当金	43,013	
為替差益	2,733	
その他	1,761	52,854
営業外費用		
支払利息	7,630	
社債利息	571	
デリバティブ評価損	1,640	
その他	1,062	10,903
経常利益		31,845
特別利益		
固定資産売却益	76	
投資有価証券売却益	31	107
特別損失		
固定資産処分損	31	
減損損失	19	
投資有価証券売却損	41	
投資有価証券評価損	61	152
税引前当期純利益		31,800
法人税、住民税及び事業税	885	
法人税等調整額	△112	773
当期純利益		31,027

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本電産株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 中村 源 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山本 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

日本電産株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 村 上 和 也 ㊞

常 勤 監 査 役 落 合 裕 之 ㊞

監 査 役 (社外) 長 友 英 資 ㊞

監 査 役 (社外) 渡 邊 純 子 ㊞

監 査 役 (社外) 中 根 猛 ㊞

以 上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

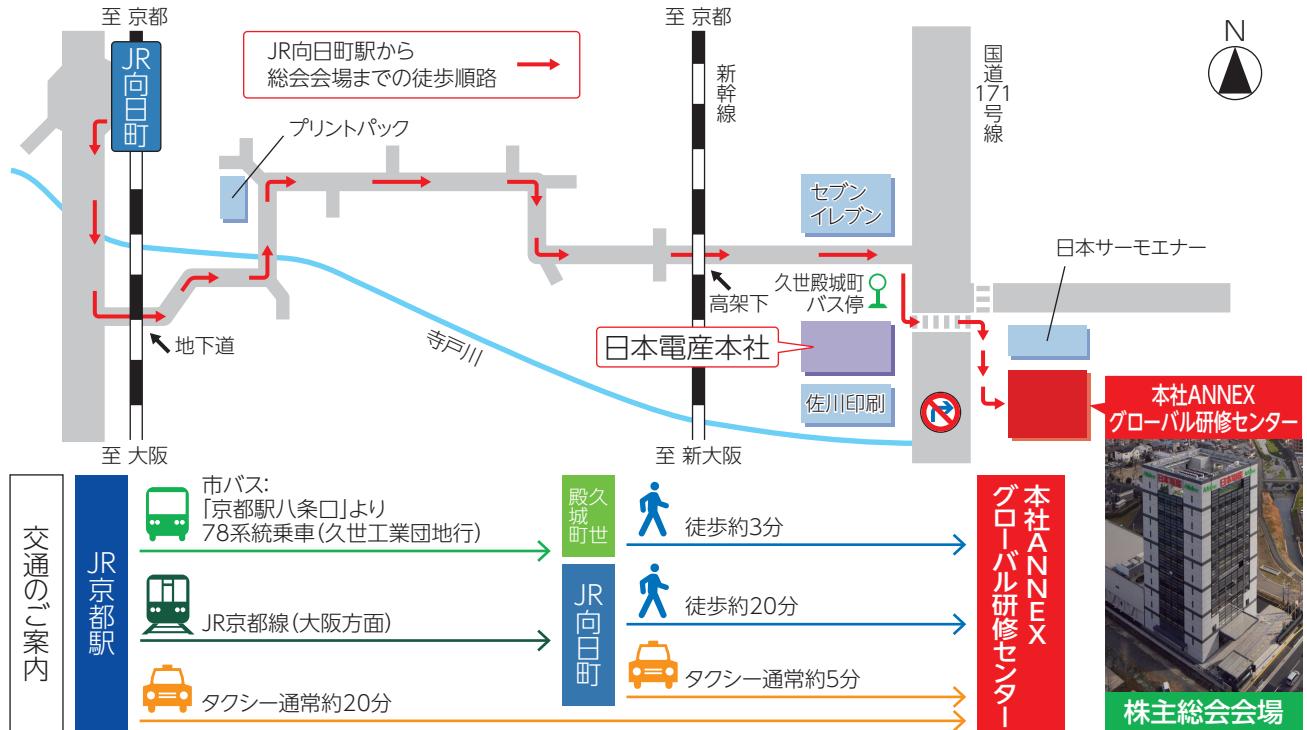
A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図



京都市南区久世東土川町1-1

当社 本社ANNEX グローバル研修センター 1階 MIYAKO HALL



ご注意事項

1. 会場は「当社本社ANNEXグローバル研修センター」となりますので、本社ビルとお間違えなきよう（国道171号線を挟み対面となっておりますが、ご注意の程）お願い致します。
2. 駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で3密を避けるため、最寄り駅JR向日町から会場までのシャトルバス運行は控えさせていただきます。予めご了承ください。徒歩順路については随所にスタッフ配置を予定しております。
4. 会場が国道沿いで混雑回避のため、お帰りのタクシー手配は致しかねますので、予めご了承の程宜しくお願い致します。

「新型コロナウイルス感染防止への対応について」

株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知4～5頁の記載内容を必ずご確認ください。

本年より、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

定時株主総会終了後の「株主様との懇談会」は実施致しません。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

